

介護報酬請求に係る届出について

- 介護保険が適用される介護サービス事業を行うには、介護保険法の介護サービス事業者として指定を受ける必要があります。また、介護給付費算定に係る各種加算等を算定する場合には、事前に体制等に関する届出書及び体制状況一覧表による届出が必要です。

しかし・・・

各書類の届出が遅れると、介護サービス事業者の指定や各種加算の算定が遅れ、介護報酬を予定通り受領できなくなります。

- 各書類の提出期限を今一度ご確認のうえ、期限を厳守してください。
また、各書類の審査には相応の時間を要しますので、提出期限当日の届出ではなく、期限に余裕をもつて届出してください。（サービス種類ごとの提出期限は裏面のとおりで。）

1 提出期限を過ぎた場合の注意事項

加算算定に係る書類の提出期限を過ぎると、予定時期からの加算の算定ができません。その状態で加算を算定し介護報酬を請求すると、加算を算定した事業所の利用者全員分の介護報酬請求が国保連から返戻となり、介護報酬が全く支払われなくなります。

請求前に加算の届出状況を確認の上、確実な請求手続きをしてください。また、加算の届出状況に不明な点がありましたら、各指定権者（県指定であれば各広域振興局、保険者指定であれば各保険者）にお問い合わせください。

なお、加算区分が下がったり取り下げたりする場合も届出が必要となります。

- 例) ① 4月1日からA加算を算定したい。
② 提出期限の3月15日までに届出をせず、3月16日以降に届出をした。
➡ 原則、A加算の算定は4月からではなく5月からとなる。
③ A加算を算定できないにもかかわらず、算定した状態で4月分介護報酬を請求した。
➡ A加算を算定した事業所の全利用者分の4月分介護報酬が支払われない。

2 複数の保険者への届出について

地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業について、事業所所在地以外の他市町村からの利用者があることで複数の保険者より指定を受けている場合には、事業所が所在する保険者だけではなく、指定を受けている全保険者への加算の届出の手続きが必要となります。

なお、加算の届出だけではなく、指定更新に係る届出についても、全保険者への手続きが必要となります。

- 例) ① A市所在の事業所がA市、B市、C町の指定を受けている。
➡ A市、B市、C町全ての保険者に手続きが必要。
② A市にしか加算の届出をしていないが、B市、C町指定分も加算を算定して介護報酬を請求した。
➡ B市、C町指定分については、事業所の全利用者分の介護報酬が支払われない。

3 居宅介護支援事業所の権限移譲について

居宅介護支援事業所の指定権限は、平成30年4月より都道府県から市町村へ移譲されるため、平成30年4月からは事業所所在地の保険者において指定することとなります。

なお、他市町村の利用者がいる場合において、各利用者の住所地の保険者ごとに指定を受ける必要はありません。

※ 平成30年3月までの届出（4月の新規指定、算定届等）は各広域振興局で受け付けます。

※ 現在指定されている事業所の事業所指定番号は4月以降も変更ありません。

<介護給付費算定に係る体制等に関する届出>

サービス種類	届出に係る加算等の算定開始時期
<p>県指定（各広域振興局）</p> <ul style="list-style-type: none"> （介護予防）訪問通所サービス （介護予防）福祉用具貸与 居宅介護支援（→平成30年4月より保険者指定） <p>保険者指定</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域密着型通所介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 看護小規模多機能型居宅介護 夜間対応型訪問介護 （介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 介護予防支援 	<ul style="list-style-type: none"> 届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から算定。 16日以降になされた場合には翌々月から算定。
<p>県指定（各広域振興局）</p> <ul style="list-style-type: none"> （介護予防）短期入所サービス （介護予防）特定施設入居者生活介護 施設サービス <p>保険者指定</p> <ul style="list-style-type: none"> （介護予防）認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> 届出が受理された日が属する月の翌月から算定。 届出が受理された日が月の初日である場合は当該月から算定。
<ul style="list-style-type: none"> 介護職員処遇改善加算 	<ul style="list-style-type: none"> 加算を取得する年度の前年度の2月末日までに届出。 年度の途中で加算を取得する場合は、加算を取得しようとする月の前々月の末日までに届出。

<介護保険事業者の指定申請、指定更新申請、休廃止及び再開の手続き>

提出期限：事業開始予定日の1か月前

<介護保険事業者の変更届>

提出期限：変更後の10日以内

※ 届出締め切り日が閉庁日の場合、翌開庁日が提出期限となります。

○ 介護予防・日常生活支援総合事業について

平成30年3月末で介護予防訪問介護、介護予防通所介護に係るみなし指定を受けている事業所について、それ以降も継続してサービスを提供する場合は、市町村に総合事業として新規指定申請を行う必要があります。（事業所所在地の市町村及び他市町村利用者がいる場合は、利用者の市町村にも申請が必要です。）また、それに伴いサービス種類コードも変更となりますので、請求時等にはご注意ください。

なお、総合事業に係る届出については、各保険者に確認の上、期限までに届出願います。

